

新産業ゾーン企業団地 立地企業募集に関する質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
1	排水に関しては「原則として下水道」と記載されておりますが、下水道への排出はコスト面で非常に厳しい状況です。河川への放流につきまして、可能かどうかご教示いただけますでしょうか。	下水道法第10条により、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないため、ご質問にあるコスト面を理由とした公共下水道以外への排出は認められません。	R7.5.16
2	『入札参加用書類のフォーマット変更について』 指定書式(様式5,6,7)は、様式内全項目でフォント数(文字の大きさ)変更、行数変更などフォーマットを変えても良いですか？ 項目によって変更可能の記載があります。すべての回答箇所で書式変更や文字フォントは許可されていますか。	必要に応じて文字の大きさや行の高さの変更、行数の追加をしても問題ありませんが、項目の追加は審査に影響が出る可能性があるため行わないでください。	R7.5.21
3	『添付書類について』 入札参加用書類にデータや表、グラフなど資料を添付しても良いですか？ 事業や雇用、環境に関する当社計画をよりご理解いただくために添付書類の提出をしたいと考えています。	各欄に記入する内容との関連性を明確にするため、データ、表、グラフなどの資料については、必要な情報を抜粋して各欄内に記入してください。 記入内容が増えたことで、資料の枚数が増加することは問題ありません。	R7.5.21
4	事業計画書、施設配置計画図、雇用に関する計画書、環境等への配慮に関する計画書の提出にあたり、どの程度の精度が必要でしょうか。 今後の事業計画の中で、いろいろなパターンをシュミレーションしており、完全に固まっていない部分があります。	募集要領 11 (1)ケ・コ記載のとおり、大幅な事業計画の変更は、買戻し又は違約金の対象となる可能性がありますので、各種計画書には、確実に実現できると判断された計画を記載してください。 また、募集要領 11(1) エ記載のとおり、買受人は用途指定期間中は分譲地を申請書に添付する事業計画書(様式5)及び新産業ゾーン企業団地立地協定書に記載した用途にのみ使用しなければなりません。	R7.5.29
5	食品及び、一般家庭用品向け香料で危険物を含む原料を使用した製造工場の建設は可能でしょうか。 また、製造所および、倉庫(貯蔵所)に於きまして、何倍容量までであれば可能かなど、基準があればご教示いただければと存じます。	建築基準法別表第二(る)に該当する建築物は、建築することができません。 建築物が上記に該当するか不明な場合は、具体的な事業計画をもとに岡山市建築指導課(086-803-1446)または指定確認検査機関へお問い合わせください。	R7.5.29

新産業ゾーン企業団地 立地企業募集に関する質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
6	敷地西側の市道からの敷地出入口は、花壇、縁石により開口部は幅10m程度かと思われます。トラック等が安全でスムーズに出入りできるように一部花壇、縁石を撤去し敷地出入口の幅を15m程度までに広げることは可能ですか。	市道の縁石や植樹帯を撤去する場合には、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者である岡山市に道路工事施工承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。 施工の可否については、担当課である東区役所地域整備課(086-944-5048)と事前に協議してください。	R7.5.29
7	『定款の写し』について 定款の写しに原本証明は必要でしょうか。 また、原本証明が必要な場合には、記載に必要な事項をご教示頂きますと幸甚です。	原本証明は不要です。	R7.5.29
8	『キャッシュフロー計算書を未作成の場合の「申立書」について』 キャッシュフロー計算書を未作成の場合、「申立書」をご提出する必要がありますが、「申立書」に所定の様式はございますでしょうか。 もし所定の様式が無いようでしたら、弊社にて適宜作成させて頂ければと存じます。	所定の様式はございませんので、適宜作成してください。	R7.5.29

新産業ゾーン企業団地 立地企業募集に関する質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
9	①新産業ゾーン企業団地第13-1号企業用地立地企業募集要領の11分譲条件の(1)契約上の主な特約の「シ契約不適合責任に記載がある「当該土地は、従前の立地企業により土壌汚染調査が実施されており、除去等の処置が必要な汚染は確認されておりません」」に関して、当該土壌汚染調査報告書一式(巻末添付資料を含む)を開示して下さい。②また、当該土壌汚染調査報告書とは別に土地利用履歴調査(地歴調査)の資料や報告書がある場合は、それらも開示して下さい。	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、開示いたします。 岡山市産業振興課で閲覧が可能ですので、閲覧を希望される際は、事前に企業立地推進係(086-803-1328)へご連絡ください。	R7.6.4
10	新産業ゾーン企業団地第13-1号企業用地立地企業募集要領の11 分譲条件の (1)契約上の主な特約の「シ契約不適合責任に記載がある「賃貸借契約終了後に建物やその基礎杭等の埋設物は除去されて、更地になっています」」に関して、立地企業は、解体工事に際して、土壌汚染対策法 4 条 1 項及び 2 項の届出を岡山市(岡山市環境局環境部環境保全課水質土壌係)に提出していると思われますが、土壌汚染対策法 4 条 1 項及び 2 項の届出資料を開示できる範囲で開示して下さい。		
11	50立方メートル以上の排水が見込まれる場合、下水道施設整備等を検討とありますが、下水につながず、排水することは可能でしょうか。 (排水の水質基準はクリアしたものとして。)	公共下水道の排水区域内のため、下水道法第10条に基づき、公共下水道へ排水していただく必要があります。	R7.6.4
12	今回の用地に於きまして、地下水の状況を知りたいと思います。周辺含め、地下水くみ上げの実績はございますでしょうか。可能であれば、水質についても確認できればと存じます。	今回の分譲地における地下水の汲み上げ実績は把握しておりませんが、分譲地周辺における地下水の汲み上げ実績はあります。 なお、市が保有する地下水の水質に関する情報については、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第2条に規定する公文書に該当するため、開示請求の対象となりますが、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなど、同条例第5条に規定する非開示情報に該当する場合、非開示となることがありますので、岡山市産業振興課企業立地推進係(086-803-1328)へお問い合わせください。	R7.6.6